

◆◆ 年末調整のご準備はお早めに！ ◆◆

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税の納期限は1月11日(火)です。納期限の特例の承認を受けている場合は1月20日(木)です。税理士等への報酬の支払報告と合わせて期限内納付をお願いします。昨年と比べて変わった点は下記のとおりですので、ご注意ください。

● 税務関係書類における押印義務の改正

税務署長等に提出する源泉所得税関係書類について、押印を要しないこととされました。

このため、扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、従業員等に押印をしていただく必要はありません。

● 源泉徴収関係書類の電磁的提供に係る改正

給与等、退職手当等又は公的年金等(以下「給与等」といいます。)の支払を受ける者が、給与等の支払者に対し、次に掲げる申告書の書面による提出に代えてその申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払者が受けるべき税務署長の承認が不要とされました。

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| (1) 給与所得者の扶養控除等申告書 | (2) 従たる給与についての扶養控除等申告書 |
| (3) 給与所得者の配偶者控除等申告書 | (4) 給与所得者の基礎控除申告書 |
| (5) 給与所得者の保険料控除申告書 | (6) 給与所得者の住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除申告書 |
| (7) 所得金額調整控除申告書 | (8) 退職所得の受給に関する申告書 |
| (9) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 | |

なお、上記の電磁的方法による提供を行う場合には、給与等の支払者が①～③の全てを満たす必要があります。

- ① 電磁的方法による提供を適正に受けることができる措置を講じていること
- ② 提供を受けた記載事項について、その提供をした給与等の支払を受ける者を特定するための必要な措置を講じていること
- ③ 提供を受けた記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること

● e-Taxによる申告等の拡充

税務署長等に対する申請等のうちe-Taxによりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録(いわゆる「イメージデータ」)を送信することにより行うことができることとされました。

● 経営講習会のご案内 ●

「職場におけるトラブル防止に向けて」～知って得する法律知識～

近年、職場におけるトラブルに関する報道が多くなっています。職場におけるトラブルを未然に防止するためにも、基本的な法律知識を身に付け理解しておくことが大切になってきます。職場でのトラブル防止に向けて、知っておくべき内容をわかりやすく解説していただきます。是非この機会にご受講ください。

日時：令和4年1月25日(火) 19:00～21:00

場所：伊賀市商工会館(伊賀市下柘植723-1)

講師：三重はくほう法律事務所 弁護士 井関敏彰氏

内容：①ハラスメント対策 ②職場におけるLGBTの知識 ③企業不祥事の防止策 など

定員：15名(定員になり次第締め切り)

※受講希望の方は、1月18日(火)までに本所へお申込みください。

■ 経営計画策定個別相談会のご案内 ■

経営力の強化に向けて、小規模事業者持続化補助金や三重県版経営向上計画等の策定へのアドバイス等、専門家による無料個別相談会を下記の通り開催いたします。1事業者あたり1時間程度を予定しています。

日時：令和4年1月13日(木) 13時30分～16時30分

場所：伊賀市商工会館(伊賀市下柘植723-1)

講師：駒田経営研究所 中小企業診断士 駒田誠司氏

定員：3名(事前予約制、定員になり次第締め切り)

※相談をご希望の方は、本所まで
お電話にてお申込みください。

令和3年分青色申告決算のために

個人事業者の皆様は、通常暦年（12月31日）で事業所得に係る決算を行うこととなります。そこで正しい決算に向けて次のことにご留意ください。

□棚卸表の作成

商品、製品、仕掛品、貯蔵品については、12月31日での棚卸表を作成し保存してください。
預け商品や建設業の方の仕掛工事等にもご注意ください。

□未収入金、未払費用の計上

原則として令和3年に確定した収入や費用を計上することが必要です。
特に収入の計上漏れの無いようご注意ください。

□前受金、前払費用の繰り延べ

特定の支出を除き令和3年分の収入や経費に計上する必要はありません。
但し、令和2年に収入、経費に算入しなかった額の計上は忘れなく。

□家事消費等

令和3年に家事のために消費した棚卸品・商品等は、売上金額に含める必要があります。
明細等計上根拠を残すようにしてください。また、同様に家事に係る費用は経費になりませんので合理的に計算して経費から除外してください。



伊賀市より 償却資産（固定資産税）申告のお願い

償却資産とは、工場や商店の経営者や駐車場・アパートを賃貸している人が事業のために使用する土地・建物以外の有形資産をいいます。事業をしている法人・個人に申告義務があります。

【対象者】伊賀市内で事業を行っているすべての法人・個人

【申告書の入手方法】12月上旬に伊賀市課税課から発送します。届かない場合はご連絡ください。

申告書と申告の手引きは伊賀市ホームページからもダウンロードできます。

【提出方法等】申告書に必要事項を記入の上、受付窓口を持参または郵送してください。

詳しくは伊賀市ホームページに掲載されている償却資産申告の手引きをご覧ください。

URL：<https://www.city.iga.lg.jp/0000004890.html>

【提出期限】令和4年1月31日（月）

【問い合わせ・提出先】〒518-8501伊賀市四十九町3184 伊賀市役所財務部課税課資産税係

☎0595-22-9614 FAX0595-22-9618

※締め切り間際は申告が集中するため、早めの申告をお願いします。

記帳継続指導個別相談会のお知らせ

開催月日	時間	担当税理士	開催場所	会場所在地	電話番号
1月19日（水）	13:30~16:00	税理士 辻村美樹	阿山支所	伊賀市馬場1128-4	43-0014
		税理士 石田圭二	大山田支所	伊賀市平田950-1	47-0321

◆職員退職のお知らせ（令和3年11月末日）

・臨時職員 越山 奈保子（青山支所）が退職しました。

◆職員異動のお知らせ（令和3年12月1日）

・臨時職員 河本 永（阿山支所）が本所へ異動になりました。

◆新職員の紹介（令和3年12月1日）

すげもとまゆみ

・臨時職員 杉本真弓（阿山支所）



杉本真弓です。
どうぞよろしく
お願いします。



次回の 会員一斉訪問実施予定日は 1月21日（金）です

当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。21日にお伺いきない場合は24日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所（電話 45-2210）までお願いいたします。



各種情報については伊賀市商工会ホームページに掲載しています。上記のQRコードを読み取ってご覧ください。

伊賀市商工会の年末・年始の業務は下記の通りですので、よろしくお願い致します。

【年末】12月28日（火）御用納め

【年始】1月4日（火）業務開始



会員の皆様、よいお年をお迎えください。

